

令和8年度

第9分団小型動力ポンプ付き軽積載車
(デッキバン型)

仕 様 書

尾 鷲 市

第9分団小型動力ポンプ付き軽積載車仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、尾鷲市（以下「市」という）が令和8年度に購入する第9分団小型動力ポンプ付き軽積載車（以下「車両」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

- (1) 車両は、当該シャーンシに自動給水が可能な小型動力ポンプを装備し、火災に対し速やかに活動できるものであること。
- (2) 車両は、この使用に対して十分に満足し得るよう艤装すること。
- (3) 車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- (4) 本車両の艤装に当たり、仕様の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合、または疑義のある場合には、担当者と協議し承認を得ること。
- (5) 設計、製作材料、備品等に関して、特許その他利権上の問題が発生した場合は、艤装メーカーが責任を負うこととする。

3 摘要法令

完成車両は、消防自動車として国庫補助金対象規格（消防施設）に適合し、且つ安全が確保できるもので次に挙げる法令、その他関係法令及び通達に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法
- (2) 道路運送車両の保安基準
- (3) 動力ポンプの技術上の規格を定める省令
- (4) その他関係法令、規格等に全て適合した緊急自動車とすること

4 購入台数

1台

5 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、市と製作に関する詳細な協議を行い、その結果に基づき、下記に示す関係書類をA4ファイル綴りにして提出し、市の承認を受けた後製作に着手しなければならない。

- | | |
|---------|----|
| ① 艤装概要図 | 2部 |
| ② 装備取付図 | 2部 |
| ③ 製作行程表 | 2部 |

④電気配線図 2部

⑤その他、尾鷲市が指示するもの

(2)納入に際し、次のものを提出するものとする。

①責任保証書(車両) 2部

②責任保証書(艀装) 2部

③車両取扱説明書 2部

④各種装備品等の取扱説明書 各1部

⑤その他、尾鷲市が指示するもの

6 検査

(1)完成検査(納入検査時)は、塗装が完了し積載品が完備し、陸運局が行う新規登録した後に実施する。

(2)納期 令和9年3月19日(金)

第2章 細則

1 この車両は本仕様に定めるほかに、「国が行う補助の対象となる消防設備の基準規格」に適合するものであること。

2 また、「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に適合するものとし、尚かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。

3 積載する小型動力ポンプの規格は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。

4 小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置に関しては、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定できること。また、容易に積みおろしもできる構造であること。

5 設計、制作材料、備品等に関して、特許その他利権上の問題が発生した場合は、艀装メーカーが責任を負うこととする。

6 受注者は製作するにあたって市と打ち合わせを実施し、下記に示す関係書類を提出し、承認を得た後に艀装に取り掛かること。

(1)車両艀装図

(2)製作工程表

(3)その他、尾鷲市が指示する書類

7 完成車両納入時には、下記の関係書類を提出すること。

(1)全般艀装図

(2)各種取扱説明書

(3)その他、尾鷲市が指示する書類

8 完成車両は、陸運局が行う新規登録検査に合格の上、納入するものかつ市の検査に合格し

なければならない。

- 9 本仕様書に変更を必要とする場合、又は不備が生じた場合は市へ連絡の上指示を受けること。
- 10 保証期間は、納入検査合格の日から1カ年とするが、構造上あるいは艤装に関わる技術上の不備により故障や欠陥が生じた場合は、市へ連絡の上、指示を受けることとする。

第3章 シャーシ

1 シャーシ等

- (1) デッキバン型で4WDとする。
- (2) ガソリンエンジン
- (3) 総排気量660mL以下
- (4) 最大積載量350kg以下
- (5) 乗車定員は4名以上とする。
- (6) AT (CVT含む)
- (7) エアコン付
- (8) バイザー・フロアマット (ゴム製)・ラジオ付
- (9) スペアタイヤ・標準工具付

*なお、完成寸法 (艤装取付後) については、道路運送車両法による分類で軽自動車に区分されるサイズとする。

第4章 艤装・取付品及び付属品等

- 1 小型動力ポンプ積載装置は、電動式積載装置 (アーム式又はスライド式) とし、走行中の振動などによって移動することなく確実にかつ安全に固定できるもので、積みおろしも容易にできる構造とし、収納時でも容易に操作できる構造であること。
- 2 シャーシのキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艤装各部分は完全な錆止め処理を行い、十分なるプライマー処理及び下塗りを行った後、消防色にて仕上げ塗装をする。車両ドア両側面の文字入れに関しては市と打ち合わせの上実施する。
- 3 付属品等積載装置は、装備品及び付属品を安全確実に積載でき、容易に取り外しができる堅固な装置であること。
- 4 ホース収納棚は5本収納できる構造であること。
- 5 吸管取付装置は、後部にスプリングキャッチ式による固定装置を設ける。
- 6 赤色回転灯はキャビン上部に取り付け、標識灯一体型とする。操作スイッチ及び配線は専用のヒューズを介し、バッテリーとの電源を完全に遮断するメインスイッチ (アクセサリー) も別に取り付けること。
- 7 サーチライトは、後部に設け、旋回、仰伏伸展が自由にできるように制作し、その直近部か

ら点灯できるようスイッチを設けること。

- 8 防火衣・防火帽を吊り下げられるようキャビン内後部座席の後方にフックを3個程取り付ける。
- 9 とび口は車両上部にスプリングキャッチ式の固定取付装置を設ける。
- 10 バッテリー充電端子に車用バッテリーと小型動力ポンプバッテリーを同時充電できる着脱可能マグネットコンセントを設ける。
- 11 車両座席には、防水加工の施された厚手の透明ビニールシートカバーを取り付ける。
- 12 団マークを車両前面の中央部に取り付ける。
- 13 リヤステップ（アルミ化粧板を使用したもの）を取り付けること。
- 14 下記に記載する取付装置は適切な箇所に取り付けること。

番号	名称	仕様	個数
1	赤色回転灯	標識灯一体型	1
2	電子サイレンアンプ	SAP-520FB 又は同等品	1
3	ダイナミックマイクロホン	SDM-08A 又は同等品	1
4	可搬ポンプ	B-2級	1
5	可搬ポンプ積載装置	SW510同等品	1
6	ホースラック	呼65x20m5本用	1
7	吸菅取付装置	呼75x6m 用	1
8	管槍取付装置		1
9	スタンドパイプ取付装置		1
10	地下式消火栓開閉金具取付装置		1
11	とび口取付装置	1.8m 用	2
12	背負器取付装置		1
13	消火器取付装置		1
14	投光器取付装置		1
15	ドライブレコーダー	衝撃感知機能付及び解像度1080p 以上	1

1.4. 付属品

番号	名称	仕様	個数
1	吸水管	75mmX6m 以上	1
2	吸水管用ちりよけ籠	ポリ製75mm	1
3	吸水管用ストレーナー	ポリ製75mm	1
4	吸水管用ロープ	10mmX10m 以上	1
5	吸水管枕木	ゴム製	1
6	消火栓媒介金具	75mmX65mm	1

7	地下式消火栓開閉金具	T字型	1
8	管槍	検定合格品	2
9	可変噴霧ノズル (65mm)	検定合格品	2
10	とび口	1.8m	2
11	ポンプ用投光器		1
12	自動車用消火器	粉末式20型	1
13	車輪止め	ゴム製	2
14	二又分水器	65-50/65併用 X2	1
15	単口スタンドパイプ	L字引上げ式	1
16	消防ホース	65mmX20m (使用圧1.3Mpa)	5
17	梯子	伸縮式	1
18	ホース背負い器		1
19	サーチライト	LED式	1

第5章 小型動力ポンプ

- 1 この車両には、下記に記載する事項に適合する小型動力ポンプを積載すること。
- ①規格
- 1) 日本消防検定協会の受託試験合格品であること。
 - 2) B-2級とする。
- ②エンジン
- 1) 横型2気筒水冷2ストローク又は直列3気筒水冷4ストロークとする。
 - 2) 最大出力22kw以上とする。
 - 3) セルスターター・リコイル始動方式とする。
 - 4) 低騒音(静音)方式とする。
 - 5) 分離給油方式とする。
 - 6) オーバーヒート防止自動停止装置を装備していること。
 - 7) 冷却水循環方式とする。
 - 8) Fi(電子制御燃料噴射)式とする。
- ③ポンプ
- 1) 片吸込1段タービンポンプとする。
 - 2) 放水口はボールロック式とする。
- ④真空ポンプ
- 1) 四翼偏心ロータリー無給油式とする。
 - 2) ブレードの材質はピーク材またはカーボン材とする。

第6章 その他

- 1 納入の際に必要な納入諸経費・重量税・自賠責保険料及びリサイクル料金はいずれも入札価格に含まないものとする。
- 2 下取り 有

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。